

令和4年度入学者に対する入学料未納及び令和4年度前期における授業料未納による除籍の取扱いに関する申合せ

制定理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、入学料及び授業料を納付することができない学生に対する経済支援対策として、令和4年度入学者に対する入学料未納及び令和4年度前期における授業料未納による除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるため、この申合せを制定するものである。

令和4年5月9日制定
学 長 裁 定

入学料については、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第53条又は長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第41条により免除又は徴収猶予を申請した者が所定の期日までに納付しない場合は、学則第28条第1項第6号又は大学院学則第38条の規定により、所属学部等の教授会の議を経て、除籍することとしている。

また、授業料については、学則第54条第1項又は大学院学則第41条により、前期分は4月1日から4月末日まで、後期分は10月1日から10月末日までに納めなければならないと規定されており、各学期の末日までに納付しない場合は、学則第28条第1項第5号又は大学院学則第38条の規定により、所属学部等の教授会の議を経て、除籍することとしている。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済支援対策として、令和4年度の入学料及び令和4年度前期分の授業料に関しては、令和5年3月31日までに納付する場合は除籍しないこととする。

附 則

この申合せは、令和4年5月9日から施行する。